

令和5年度小城市生涯学習センター再生可能エネルギー設備等導入及び省エネ設備等改修工事設計業務プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、令和5年度小城市生涯学習センター再生可能エネルギー設備等導入及び省エネ設備等改修工事設計業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、業務全般に関する豊富な経験や知識、実績、企画力を有する事業者又は共同体から、公募型プロポーザル方式により最適な者を優先交渉権者として選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和5年度小城市生涯学習センター再生可能エネルギー設備等導入及び省エネ設備等改修工事設計業務

(2) 業務対象施設

小城市生涯学習センター（住所：佐賀県小城市三日月町長神田 1845 番地）

(3) 業務の内容

別紙「令和5年度小城市生涯学習センター再生可能エネルギー設備等導入及び省エネ設備等改修工事設計業務委託仕様書」のとおり

(4) 業務期間

契約締結日から令和6年1月15日（月）まで

(5) 契約

本業務は、環境省の「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業（2号事業）」補助金を活用して行うため、補助金執行団体から補助金の交付決定がなされた後に契約を行う。なお、補助申請が不採択の場合は、本件は提案を募集したことに留まり、契約を行わないものとする。

(6) 提案上限額

35,193,400円（消費税及び地方消費税を含む）

※上記金額は予定する事業費の上限額であり、予定価格ではない。

(7) 提案の種別

本業務は「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業（2号事業）」補助金の趣旨を踏まえ、平時の温室効果ガス排出抑制に加え、災害時の事業継続性の向上に寄与するエネルギー供給等の機能の発揮が可能な再生可能エネルギー設備等の導入に係る調査・計画策定及び設計を行うものである。上記要件も鑑み、本提案では、提案上限額の範囲内で、災害時の機能発揮及び平時の温室効果ガス排出抑制の両立が可能となる調査及び基本設計並びに実施設計を行うこと。

また、価格の提案の際に、「補助事業」と「補助事業外」とに区分して示すこと。

3 プロポーザル方式採用の具体的な理由

本業務は、国の補助事業である「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業（2号事業）」を活用し、平時の温室効果ガス排出抑制に加え、災害時の事業継続性の向上に寄与するエネルギー供給等の機能の発揮が可能な再

生可能エネルギー設備等の導入に係る調査及び基本設計並びに実施設計を行うものである。

上記要件を達成するためには、再生可能エネルギーに係る技術能力、豊富な経験及び高い専門知識を有する事業者、及び脱炭素化を具現化させるための技術能力、豊富な経験及び高い専門知識を有する事業者からの提案を広く公募する必要があるため、公募型プロポーザル方式を採用するものとする。

4 公募スケジュール ※目安

項目	日程
公募開始（ホームページ掲載）	令和5年5月8日（月）
参加表明書受付	令和5年5月9日（火）から 令和5年5月25日（木）まで
参加表明に関する質問受付期限	令和5年5月19日（金）
参加表明に関する質問回答期限	令和5年5月22日（月）
参加資格確認通知書	令和5年6月1日（木）
提案書に関する質問受付期限	令和5年6月8日（木）
提案書に関する質問回答期限	令和5年6月12日（月）
提案書提出期限	令和5年6月21日（水）
プレゼンテーションによる審査	令和5年6月26日（月）～ 令和5年6月27日（火）予定
最優秀提案者の選定	令和5年6月30日（金）予定
業務委託契約締結	令和5年7月上旬 予定 (補助金交付決定通知後)

5 参加資格

本業務に参加できる者は、本事業公告から優先交渉権者の決定までの間において、次に掲げる要件を満たす者（以下「事業者」という。）、又は、自主結成の設計共同体（以下「共同体」という。）とする。なお、共同体の場合の構成員は2者とし、(1)の④、⑤及び⑥の資格要件については、構成員のうち1者が満たせば足りるものとする。

(1) 応募者の資格要件

- ① 代表者とすべての構成員は日本国内の企業であること。
- ② 小城市との協議、調整に十分な能力を有し、本事業を十分に遂行できると認められる者であること。
- ③ 小城市競争入札参加資格名簿に登録されていること。
- ④ 県内に本社又は支店（営業所）を有する者であること。
- ⑤ ZEBプランナーの登録を受けていること。
- ⑥ 建築士法に基づく、以下に該当する資格を有する技術者が在籍していること。
 - ・一級建築士
 - ・建築設備士
- ⑦ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づき一般競争入札に参加することができない者でないこと。
- ⑧ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）

に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定を受け、かつ、手続開始決定後に本市の入札参加資格の認定手続きを完了している者であること。

6 提案依頼についての質疑応答

(1) 質問の受付

提出書類：様式第1号「質問書」

提出先：問合せ先に同じ

提出方法：電話連絡の上、電子メール又はファックス

※電話での質問は受け付けない。

※電子メールの場合は、件名を「小城市生涯学習センター再生可能エネルギー設備等導入及び省エネ設備等改修工事設計業務質問」とすること。

提出期限：令和5年6月8日（木）17時必着

(2) 質問の回答

質問に対する回答は、令和5年6月12日（月）までに小城市ホームページにて公表する。

なお、質問に対する回答は、実施要領及び仕様書の追加又は修正とみなす。

7 応募方法

(1) 提出書類

ア 様式第2号「プロポーザル参加申込書」

イ 様式第3号「グループ構成表」※共同体的場合

ウ 様式第4号「会社概要」

エ 様式第7号「誓約書」

オ 法人税の未納がないことを証する書面

(2) 応募期間等

応募期間：令和5年5月9日（火）～5月25日（木）17時必着

提出先：問合せ先に同じ

提出方法：郵送、電子メール又は持参

※電子メールの場合は、件名を「小城市生涯学習センター再生可能エネルギー設備等導入及び省エネ設備等改修工事設計業務参加申込み」とすること。

(3) 提案資格の確認結果の通知

参加申込みをした者全員に対し、令和5年6月1日（木）までに提案資格の確認結果の通知を電子メールで送信する。

8 プロポーザルへの参加辞退について

参加申込みの後に、このプロポーザルへの参加を辞退する場合は、次のとおり参加申込辞退書を提出してください。

提出書類 様式第6号「参加申込辞退書」（辞退の理由を簡潔に記入してください。）

提出期限 令和5年6月21日（水）17時（時間厳守）

提出先：問合せ先に同じ

提出方法：郵送又は持参 ※郵送の場合は提出期限必着

9 提案書の作成要領

(1) 提出資料

ア 企画提案書 8部（正本1部、副本7部）

(ア) 仕様書を踏まえ、以下の項目について記載すること。

- ① 実施体制等
- ② 事業概要
- ③ 事業化への構想
- ④ 概算事業費の提示
- ⑤ 独自提案

(イ) 提案書は、A4版横、横書き、左上ホチキス止めとし、表紙に「令和5年度小城市生涯学習センター再生可能エネルギー設備等導入及び省エネ設備等改修工事設計業務委託提案書」と標記し、余白に会社名を表示すること。加えて、表紙を含め20ページ以内とし、ページの通し番号を付すること。

(ウ) できるだけ詳細に記載し、適宜画像等を用いて効果的に説明すること。

(エ) 参加者は、1つの提案しか行うことができない。

(オ) 提出期限以降の企画提案書の差替え又は再提出は認めない。

(カ) 必要に応じて補足資料を求める場合がある。

イ 本業務見積書 8部（正本1部、副本7部）

(ア) 消費税、地方消費税を含め記載すること。

(イ) 業務内容の項目ごとに内訳が分かるように記載すること。

ウ 様式第5号「業務実績一覧表」

※様式第5号に記載している業務の実績がある場合

(2) 提出期限等

提出期限：令和5年6月21日（水）17時（時間厳守）

提出先：問合せ先に同じ

提出方法：郵送又は持参 ※郵送の場合は提出期限必着

10 選定方法

本実施要領及び仕様書に定める事項を満たした事業者について、「令和5年度小城市生涯学習センター再生可能エネルギー設備等導入及び省エネ設備等改修工事設計業務プロポーザル選定委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、当該プロポーザルによる審査を行い、最優秀提案者を選定する。

提案書の提出を受けた後にプレゼンテーション審査を行い、評価が優れている事業者を最優秀提案者として選定する。

(1) 審査日程

内容：プレゼンテーション

期日：令和5年6月26日（月）～6月27日（火）（予定）

※参加資格確認通知書と併せて日程を通知する。

提案時間：説明 20分以内、質疑 15分程度

参加人数：3名以内

・プレゼンテーションの順番は、原則として提案書の受付順とする。

- ・プレゼンテーションは、提出した提案書をもとに行うこととし、説明に用いるパソコン及びプロジェクターの使用は可とする。その場合、パソコンは事業者が持参すること。（スクリーンとプロジェクターは本市にて用意する。）。
- ・提出された提案書をもとに、プレゼンテーション用資料を再構成することは可能とする。ただし、プレゼンテーション当日に追加資料を配布することは不可とする。
- ・指定した時間に遅れる場合は失格とする。ただし、やむを得ない事情があると本市が認める場合はこの限りではない。
- ・プレゼンテーションには、本業務に携わる技術者が1名は参加すること。

(2) プロポーザル結果通知

プロポーザルの審査結果は、令和5年6月30日（金）（予定）に、参加者全員にその結果を書面にて通知するとともに小城市ホームページで公表する。

(3) プロポーザル審査基準

プロポーザルの審査における主な評価項目について、別紙審査項目のとおりとする。

11 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 本実施要領に示されたプロポーザル参加形態及び資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載がされている場合
- (3) 提出書類及び提出する方法が本実施要領に定める事項に適合しない場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 公告日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- (6) 提出期限後に企画提案書を提出した場合

12 契約の締結

(1) 契約に関する協議

市は、委員会が最も優れた提案を行った者であると決定した者と委託契約の締結交渉を行い、別途定める予定価格の範囲内で書面により契約を締結する。ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。また、最も優れた提案を行った者と協議が整わない場合にあっては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

(2) 委託契約に当たっての主な留意点

- ア 契約に当たっては、委託候補者の企画提案の内容をそのまま採用することを約束するものではなく、詳細について企画提案書を基に双方が協議の上、決定する。
- イ 委託業務の全部を第三者に再委託することはできない。ただし、委託業務の一部の再委託について、事前に市の承諾を得たときは、この限りではない。

(3) 委託料の支払

委託料の支払については、原則として完了払とする。

13 その他

- (1) 提出した申込書、企画提案書は返却しない。
- (2) 企画提案書等の審査を行う際、必要な範囲において参加を表明した者に通知することな

く複製を作成することがある。

(3) 提案書の作成に要する一切の費用（旅費、通信費等を含む。）は、提案者の負担とする。

(4) 本業務で得た全ての成果物の著作権は市に帰属するものとし、市の承諾なく第三者に貸与及び公表することはできない。また、受託者は本業務の成果物に対して著作者人格権を行使しないものとする。

14 問合せ先

事務局：小城市教育委員会生涯学習課社会教育施設係（小城市生涯学習センター内）

電 話：0952-72-1616

F A X：0952-72-1828

E-mail：syougaigakushuu@city.ogi.lg.jp